



佐土原ロータリークラブ週報



SERVICE Above Self

超我の奉仕

2005-2006 年度R Iテーマ

会 長：岩切正司 幹 事：柳田光寛
 副 会 長：佐藤高元 会報委員長：林 厚雄
 会 計：荒武義博
 事 務 局：〒880-0303 宮崎郡佐土原町東上那珂 10255
 TEL：0985-30-5766 FAX：0985-30-5788
 携帯：090-2078-0483 齊藤美喜代
 例 会 日：毎週水曜日
 例 会 場：ハイビスカス ゴルフクラブ
 TEL：0985-73-0109

第895回 平成17年8月24日（水）

本日のプログラム

- 1. 点 鐘
- 2. 食 事 の 時 間
- 3. ロータリーソング
「我らの生業」
- 4. 四つのテストの唱和
- 5. 会 長 の 時 間
- 6. 幹 事 報 告
- 7. 出 席 報 告
- 8. 会 員 卓 話
吉 田 康 一 郎 鐘
- 9. 点 鐘

れらもつきつめてみれば執着があるから、悲しみや
 苦しみとなるのであり、執着を離れさえすれば、す
 べての悩み苦しみは跡形もなくきえうせる。
 ……と説かれています。

★ 会員増強について 梶田與之助 君
 会員増強はロータリー活動において力をいれなく
 てはならない。一クラブにおいて3名の増強が目標
 です。我がクラブも会員が減りこの時期に大変では
 ありますが、みなさんのご協力のもと活動してい
 きたいと思えます。

1. 2班に分かれて入ってもらえる様な人に根気よ
く声掛けをしてみる。
 2. 退会された方に再度声をかけてみる。
 3. 自分の知人に声をかけてみる。
 4. 若い人にも声をかけてみる。
- 以上のような意見が出ました。とりあえずガバナー
 公式訪問までは一人を目標に頑張りたいと思えます。

第894回の記録 平成17年8月17日

★ 会長の時間 会長 岩切正司 君
 執着を離れよう。

釈尊は、私たちが自らの人生において、憂い、悲
 しみ、苦しみ、もたえる原因は、執着にあると教え
 てくださいました。

私たちは、執着したものに束縛されて身動きなら
 ない人生を生活しているのです。

私たちは捕まえたものに掴まっているのです。金
 を捕まえ金に掴まり、地位を捕まえ地位に掴まっ
 ています。このお金がなければどれほど楽か、この地
 位がなければどれだけ自由かという声をよく聞きま
 すが、それが離せないのが執着なのです。

釈尊は「華嚴経」に、この世界にはいろいろの災
 いがあり、そのうえ、老いと病と死とを避けること
 ができないから、悲しみ苦しみがある。しかし、そ

地区大会レディースプログラムの案内
 「癒しの中国茶セミナー」

日時 平成17年10月16日（日）
 13：30 ~ 15：00

場所 サミットホール 3F（予定）

参加費 無料

【保存版】

「自動車損害賠償法（自賠法）といい一般的に「強制保険」といいます。要するに、加害者の方が自動車を運行によって（相手）被害者の方へ補償する保険です。被害者の立場からみた保障制度的な要素が強くなっているのです。

自賠責でお支払いできない場合があります。

加害者に責任がない場合、加害者が次の3つの条件をすべて立証できれば、加害者には責任はなく、自賠責保険は支払いません。法的にも賠償は発生しなくなります。

- 1) 自己および運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと。
- 2) 被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと。
- 3) 自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと、です。

たとえば、（運転者の立場）

- 1) 正常に停止している車に追突した場合、追突した運転者
- 2) 交差点で赤信号進入しての事故。
- 3) センターオーバーして相手車と追突して死傷した場合。などが挙げられます。

その他、自損事故で死傷した場合（被害者の立場）

駐車場に駐車中の車に遊んでいた子供がぶつかって死傷したとき「運行」に起因していないので、車を友人に運転を代わっての事故「他人」に当たらないので（車の契約者なので）お支払いできない。

お支払いが出来る場合でも全額受け取れない場合があります。

それは、被害者に重大な過失があった場合に損害額から減額されます。

（死亡または後遺障害を被った場合）

9割～10割未満のときは50%減額

9割未満～8割の時は30%

8割未満～7割のときは20%減額されます。

なお7割未満の場合は減額なしの処置となります。

このように事故で過失が生じたならば減額されることに成ります。ちなみに、任意保険でも過失に応じての支払いと成っております。



支払いの限度額は、死亡事故は3000万円、傷害事故の場合は120万円です。傷害による時7割未満は減額なく、7割以上10割は一律2割が減額され支払いされる。

後遺障害を残した場合は1級（3000万円）～14級（75万円）に分けられ、2級（2590）3級（2219）4級（1889）5級（1574）6級（1296）7級（1051）8級（819）9級（616）10級（461）11級（331）12級（224）13級（139）万円の金額に成ります。

加害者が2台以上の場合は「支払い限度額×加害自動車の台数」そして一定の請求の期限が設けられています。（時効）被害者請求と加害者請求とがありますが、被害者請求のときは事故があった日の翌日から2年以内死亡の場合は死亡日の翌日から、後遺障害で症状固定した翌日から2年以内となっています。

次に、傷害の場合の支払い基準は、（支払いの対象と成るもの）治療費（必要妥当な実費）・看護料（入院1日4100円・自宅ならび通院2050円）・通院費（必要妥当な実費）・諸雑費（入院1日1100円）・義肢等の費用（必要妥当な実費）50000円が限度・診断書等の費用（必要妥当な実費）・休業損害（休業1日5700円・収入減立証実額19000円が限度）文書料（必要妥当な実費）・と慰謝料（1日4100円）に分けられ計算し支払われます。

死亡の場合は、葬儀料・遺失利益・慰謝料をお支払いすることになっています。

現在治療費は高騰し傷害の限度額は120万円ですが、入院が長くなれば120万円はすぐに治療費だけで超えてしまうことに成りその他休業損害・慰謝料の損害は不足してしまいます。そこで、皆さんご存知の「任意保険」が生きてくるということです。

自賠責保険（共済）の保険金（共済金）および損害賠償額を迅速かつ公平にお支払いするために「支払い基準を」国土交通省および内閣総理大臣が定める事が規定されています。また、ひき逃げされた場合や無保険自動車（自賠責の契約がない場合）盗難により人身事故に遭遇した場合加害者から賠償を受けられない場合に、法律によって（政府保障）政府が補償するものです。

最近任意保険に新しい特約が出来ました。それは「人身傷害」といいます。この特約は、考え方を考えてみれば内容的に自賠責に代わって補償する様なものですので、今一度ご契約内容を確認してみたいかがででしょうか。出来ましたら、加入のときに付加されて置かれたほうが何かと安心かと思えます。

出席状況 第891回 平成17年7月28日

会員数	27名	欠席者数	14名
出席者数	13名	メイクアップ	2名
出席率	52%	修正出席率	60%

■ 四つのテスト

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか